

令和 4 年三重県議会定例会

差別解消を目指す条例
検討調査特別委員会

委員長報告（案）

令和 4 年〇月

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査及び検討を行うことを目的として、令和2年5月に設置されました。そして、約〇年〇か月にわたり、〇回の委員会を開催してまいりました。

まず、条例制定の必要性や、制定が必要と判断された場合の条例の在り方の方向性について検討するため、県の人権施策の現状等について県当局から聴き取り調査を行うとともに、様々な差別等の実態を明らかにするための参考人招致を7回にわたり実施しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などに関する当事者や有識者の方、合わせて9名から聴き取り調査を実施しました。また、差別解消に関する条約や法律、他都道府県等の条例の調査も実施しました。

その結果、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、本県において、不当な差別等がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による条例制定が必要であるとの結論に至りました。

条例案の策定に当たっては、和歌山県の先進的な条例に関する聴き取り調査を行い、参考とするとともに、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体・機関から意見聴取を行いました。また、県民等の意見を条例案に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会は、このような慎重な検討経過を経て、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案」を取りまとめ、去る○日に議長に提出いたしました。

この条例案につきましては、本日、議提議案第○号としてご審議いただくこととなっているところであります。

なお、この条例案は、対話を重視して不当な差別等の解消を推進する包括的な条例として、基本理念としての不当な差別等の禁止、相談対応や行政指導による不当な差別等の解消を図るための体制の整備などについて定めていますが、罰則や氏名の公表を含む規制的な措置については規定していません。本委員会としては、不当な差別等の解消に向けてより一層実効性を確保するための条例等の在り方について、また、不特定多数の者に対するヘイトスピーチの解消をはじめとする個別的な課題への実効性のある対応の在り方等については、県議会を含む県において、今後も引き続き議論を重ねていく必要があると考えています。

また、県当局におかれては、県の責務としてこの条例案の第5条第3項に規定している県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止の努力義務に基づく具体的な措置の的確な実施を含め、この条例案が可決された上は、この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう、要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現につながるものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨をご理解いただき、何卒ご賛同いただきますよう、心からお願い申し上げまして委員長報告とさせていただきます。